

平成25年6月1日

入管法改正の要点

弁護士 浅井裕貴

1 外国人登録証が廃止され、在留カードとなった

(1) 非正規滞在者には、在留カードが交付されなくなった

ア 不法入国者だけでなく、仮滞在、仮放免、オーバーステイの方にも在留カードは交付されない。

イ 在留カードが交付されないと、行政サービスが受けられない可能性あり。
ただし、小中学校は、正規・非正規を問わず、入学可能。

しかし、在留カードが交付されないということは、住民登録が出来ないということなので、就学案内が届かない恐れはある。

ウ 在留カードには、就業制限の有無が記載されている。

したがって、在留カードがないと、そもそも働けなくなる恐れあり。

(2) 届出義務が強化された

ア 住居地の届出を怠ると、刑事罰に加えて在留取消の恐れ

イ 所属機関についても、届出を怠ると罰金刑の恐れ

2 みなし再入国制度が出来た

今までは、再入国の期間に拘わらず、事前に入管に行って、再入国許可を取る必要があった。

しかし、改正後は、出国時に、一定の手続を取れば、1年以内の再入国に限り、許可は不要になった。ただし、「一定の手続」を忘れて出国してしまい、在留資格を失った例もあるらしい。

再入国までの期間が、1年を超える場合には、従前どおり許可が必要。